

# 拡大に伴う各種支援金等について

## ⑥子育て世帯応援飲食・商品券発行事業

学校等の休校により保護者の経済的負担が増大している子育て世帯に対し、飲食・商品券を支給します。

### ◎対象となる方

- ①令和2年6月1日現在で、平成14年4月2日以降に生まれ、本市に住民登録のある方（18歳未満の方）
- ②令和2年6月分児童扶養手当受給対象世帯（ひとり親世帯）

### ◎支給額（1セット5,000円）

- ①18歳未満の方＝1人当たり5,000円（500円券×10枚）
- ②児童扶養手当受給対象世帯＝1世帯当たり5,000円（500円券×10枚）

### ◎飲食・商品券の構成

- ①飲食券 2,500円（500円券×5枚）
- ②商品券（飲食券としても使用可能）2,500円（500円券×5枚）

### ◎飲食・商品券の支給方法

対象者には、7月上旬頃に市から直接、簡易書留郵便により飲食・商品券が届きます。

### ◎利用可能店舗のお知らせ

対象者へ飲食・商品券の郵送の際に利用可能店舗の一覧を同封します。

### ◎利用可能期間／令和2年12月31日（木）まで

### ●問い合わせ／商工振興係

## 特別定額給付金の申請について

市では、5月15日に給付対象となる世帯に申請書を送付し、その後、申請を受け付けた順に給付手続きを進めています。

6月15日時点での申請数は、給付対象となる7,391世帯中7,099世帯となっており、そのうちの約9割の世帯には、既に給付を行っている状況です。

申請期間は8月17日（月）までとなっていますので、申請をされていない方は、お忘れのないよう手続きをお願いします。なお、送付された申請書を紛失された場合はご連絡願います。

### ◎申請方法

- ①郵送申請  
（申請書、添付書類を返信用封筒により郵送）
- ②マイナポータルによるオンライン申請
- ③窓口申請

※オンライン申請はマイナンバーカードをお持ちの方に限ります。

※申請書は市ホームページよりダウンロードできます。<https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/8770.html>

### ●問い合わせ／新型コロナウイルス対策室（内線451～454）

## 新型コロナウイルス感染症に関連して—不当な差別や偏見をなくしましょう—

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

### ■みんなの人権110番 ☎0570-003-110

さまざまな人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

### ■子どもの人権110番 ☎0120-007-110

いじめ・虐待など子どもの人権問題の電話による相談窓口です。

### ■女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

家庭内暴力など女性の人権問題の電話による相談窓口です。

また、法務大臣より、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見は決してあってはならないとのメッセージが発信されておりますので、YouTube法務省チャンネル(<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>)をご覧ください。

# 新型コロナウイルス感染症の感染

## 1 持続化給付金（国の支援制度）

営業自粛等により売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して支給される給付金です。（法人、個人事業者問わず）

◎申請期限／令和3年1月15日（金）

※令和2年7月13日（月）～30日（木）まで青年センターに申請サポート会場が設置されます。

※申請サポート会場予約／7月6日（月）より

完全	①自動ガイダンス（24時間対応） ☎ 0120-835-130
予約制	②オペレーター対応（9:00～18:00） ☎ 0570-077-866

◎申請方法／電子申請のみ

<https://jizokuka-kyufu.jp>

●問い合わせ／持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570（8:30～19:00 土祝日を除く）日曜日～金曜日

## 2 休業協力・感染リスク低減支援金（北海道の支援制度）

4月25日から5月15日まで北海道知事からの休業等の協力要請に応じた事業者へ支給される支援金です。（法人、個人事業者問わず）

◎申請期限／令和2年7月31日（金）

◎申請方法／①郵送による方法

〒060-8791 北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局

②電子申請

<http://hokkaido-support.jp>

●問い合わせ／北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター

☎011-351-6469

（平日 8:45～17:30）

## 3 経営持続化臨時特別支援金（北海道の支援制度）

5月19日から5月31日まで北海道知事からの休業等の協力要請に応じた事業者へ支給される支援金です。（法人、個人事業者問わず）

◎申請期限／支援金A 令和2年8月31日（月）  
支援金B 令和3年1月31日（日）

◎申請方法／①郵送による方法

〒063-8691 札幌西郵便局郵便私書箱第39号 北海道経営持続化臨時特別支援金事務局

②電子申請

<https://hokkaido-support.jp/add/>

●問い合わせ／北海道経営持続化臨時特別支援金お問い合わせセンター

☎011-350-7262

（平日 8:45～17:30）

## 4 芦別市経営持続化支援金

営業自粛等により売上が前年同月比で20%以上50%未満等減少した事業者で、市内に本店または主たる事務所を有する法人及び代表者の住所が市内にある個人事業者に対して支給される支援金です。

◎支給額／①芦別市内に本店または主たる事務所を有する法人＝20万円

②代表者の住所が市内にある個人事業者＝10万円

◎申請期限／令和3年2月15日（月）

●問い合わせ／商工振興係

## 5 雇用調整助成金等申請事務支援報奨金

事業活動等の縮小を余儀なくされた市内事業者が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用の一部を助成する雇用調整助成金等の支給申請事務を社会保険労務士に依頼した場合に要する費用の一部を市が負担します。

◎報奨金額／1社あたり5万円（先着20社まで）

◎申請・申込／商工振興係

●問い合わせ／商工振興係

